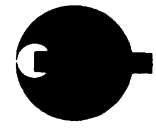


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

奈良県知事 荒井正吾

## 目次

ページ

|  |   |
|--|---|
| （告）<br>○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示（情報システム課） | 一 |
| ○県営土地改良事業変更計画の概要の縦覧（耕地課）   | 一 |
| ○換地計画の適否決定（耕地課）  | 二 |
| ○土地改良事業の事業計画の変更認可（下水道課）  | 二 |
| （公）<br>○公共測量の終了の通知（用地対策課）  | 二 |
| ○昭和三十九年十一月奈良県告示第一三三九号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の指定）の一部改正（福祉政策課）  | 二 |
| ○右同  | 三 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示（会計局総務課）  | 三 |

## 告示

奈良県告示第二九九十六号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十一月三十日  
奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

| 名称                   | 条項       | 対象手続等の名称            |
|----------------------|----------|---------------------|
| 健康増進法（平成十四年法律第百三十九号） | 第二十条第二項  | 特定給食施設の開始の届出        |
|                      | 第二十一条第二項 | 特定給食施設の変更、休止又は廃止の届出 |
|                      | 第二十四条    | 特定給食施設の栄養管理の報告      |

二 適用日

平成十九年十二月三日

奈良県告示第二九九十七号

昭和三十九年十一月奈良県告示第三三十九号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十一月三十日

第 四 号 中 「一、三七人」を「一、二四〇人」に改め、同号の表中「四九」を「一四八」に、「四五」を「四三」に、「二六」を「二三」に、「九」を「九七」に、「三三」を「三五」に、「四〇」を「四一」に、「三」を「三七」に、「四四」を「四五」に、「四八」を「五三」に、「三四」を「三六」に、「一八」を「一八」に改める。

六 第 一 号 の 中 「一、桜井南地区」を「一、桜井南多武峰地区」に改め、(九)を削り、(一)を(九)とし、(一)から(三)までを(二)から(四)までとし、同号の6中(五)「大阿太地区」を(五)「阿太地区」に、「(六)南阿太地区」を「(六)野原・南宇智地区」に改め、同号の6中(七)及び(八)を削り、(九)を(七)とし、(一)を(八)とし、(二)を(九)とする。

奈良県告示第二九九八号

土地改良法（昭和三十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第三項の規定に基づき県営土地改良事業（一般農道整備事業・大野向湖地区）計画を変更しようとするので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成十九年十二月三日から同月二十五日まで

二 縦覧場所

宇陀市役所

三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対し意見書を提出することができる。

奈良県告示第二百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十九年十一月二十二日適当と決定した。

Table with 3 columns: 申請者 (Applicant), 換地計画 (Land Exchange Plan), 縦覧期間及び場所 (Public Display Period and Location). Rows include 宇陀市長, 前田 禎郎, 宇陀市役所.

平成十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第三百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 施行者の名称 天理市
二 都市計画事業の種類及び名称 大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道
三 事業施行期間 昭和四十三年九月二十日から平成二十三年三月三十一日まで
四 事業地 昭和三十九年九月二十日から平成二十三年三月三十一日まで
(一) 取用の部分 変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十三年建設省告示第七百三十九号、昭和四十九年五月奈良県告示第七十九号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十号、昭和五十一年三月奈良県告示第六百八十三号、昭和五十四年十月奈良県告示第四百三十三号、昭和五十七年一月奈良県告示第六百五十二号、昭和五十八年八月奈良県告示第三百三十三号、昭和六十二年八月奈良県告示第二百九十七号、平成二年三月奈良県告示第四百三十三号、平成五年十二月奈良県告示第四百八十九号、平成九年一月奈良県告示第五百五十八号、平成十二年八月奈良県告示第二百九十九号及び平成十四年七月奈良県告示第九百九十五号の事業地のうち、天理市蔵之庄、檜町、中之庄町、和爾町、石上町、豊田町、内馬場町、柚之内町、丹波町、上総町、南六条町、杉本町、平等坊町、岩屋町、小田中町、富堂町、稲場町、二階堂南菅田町、西井戸堂町、小島町、九条町、備前町、園原町、乙木町、福知堂町、三味田町、竹之内町、永原町、長柄町、兵庫町、佐保庄町、萱生町、中山町、岸田町、柳本町、檜垣町、遠田町及び海知町地内の各一部を加える。

公 告

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した(こと)について通知がありました。

平成十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量(タコラ地区基準点設置測量業務)
二 測量の地域 宇陀郡御杖村地内
三 測量の終了年月日 平成十九年九月三十日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了した(こと)を次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。平成十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年十一月十五日第七八一三六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月十日第六八三三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十日第四七〇号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市林堂九〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺四七四番地

柚本富雄

柚本好子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市林堂九〇番地ノ二の一部

下水道 葛城市林堂九〇番地ノ二の一部

一 許可番号

平成十九年三月二十七日第七八一三〇九号

平成十九年九月十三日第七八一三〇九一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月二十日第六八三三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十二日第四二七号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山南井町三番地ノ一、三番地ノ二、三番地ノ三、三番地ノ四、三番地ノ五、三番地ノ六、三番地ノ七、三番地ノ八、三番地ノ九、三番地ノ一〇、三番地ノ一一、三番地ノ一二、三番地ノ一三、三番地ノ一四、三番地ノ一五、三番地ノ一六、三番地ノ一七、三番地ノ一八、三番地ノ一九、三番地ノ二〇、三番地ノ二一、三番地ノ二二、三番地ノ二三、三番地ノ二四、三番地ノ二五、三番地ノ二六、三番地ノ二七、三番地ノ二八、三番地ノ二九、三番地ノ三〇、三番地ノ三一、三番地ノ三二、三番地ノ三三、三番地ノ三四、三番地ノ三五、三番地ノ三六、三番地ノ三七、三番地ノ三八、三番地ノ三九、三番地ノ四〇、三番地ノ四一、三番地ノ四二、三番地ノ四三、三番地ノ四四

三番地ノ四五、三番地ノ四六及び小南町一六二番地ノ二の二部  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大和郡山市城南町五番三七号

五 公共施設の種類、位置及び区域  
 プレステ株式会社 代表取締役 吉本剛一

道路 大和郡山市南井町三番地ノ三七、三番地ノ三八、三番地ノ三九、三番地ノ四〇、三番地ノ四一、三番地ノ四二及び三番地ノ四三並びに小南町一六二番地ノ二の一部

公園 大和郡山市南井町三番地ノ四四  
 下水道 大和郡山市南井町三番地ノ三七、三番地ノ三八、三番地ノ三九、三番地ノ四〇、三番地ノ四一及び三番地ノ四三の各部  
 水路 大和郡山市南井町三番地ノ四五及び三番地ノ四六

一 許可番号  
 平成十九年七月三十日第八〇一八〇号

二 検査済証番号  
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月二十日第六八二二号  
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月二十日第四二六九号

三 開発区域に含まれる地域  
 桜井市安倍木材団地三丁目三番地ノ四、三番地ノ二、三番地ノ三、三番地ノ二、三番地ノ二四、三番地ノ二五、三番地ノ二六、三番地ノ二七、三番地ノ二八、三番地ノ二九、三番地ノ三〇、三番地ノ三一、三番地ノ三二、三番地ノ三三、三番地ノ三四、三番地ノ三五、三番地ノ三六、三番地ノ三七、三番地ノ三八、三番地ノ三九、三番地ノ四〇、三番地ノ四一、三番地ノ四二、三番地ノ四三、三番地ノ四四、三番地ノ四五、三番地ノ四六、三番地ノ四七、三番地ノ四八及び三番地ノ四九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都西東京市北原町三丁目一番二二号  
 株式会社アーネストワン 代表取締役 西河洋一

五 公共施設の種類、位置及び区域  
 道路 桜井市安倍木材団地三丁目三番地ノ四八及び三番地ノ四九

公園 桜井市安倍木材団地三丁目三番地ノ四六  
 下水道 桜井市安倍木材団地三丁目三番地ノ四八及び三番地ノ四九の各部

一 許可番号  
 平成十九年十一月十五日第八〇一五六号

二 検査済証番号  
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月二十二日第六八二四号

三 開発区域に含まれる地域  
 磯城郡田原本町大字保津六二番地ノ六及び六二番地ノ七  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 磯城郡田原本町阪手三番地ノ六  
 西谷郁之助

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。  
 平成十九年十一月三十日 奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号  
 平成十九年五月二十八日郡土第三四一七号

二 検査済証番号  
 平成十九年十一月十四日郡土第四二二号

三 開発区域に含まれる地域  
 生駒市西白庭台一丁目六番地ノ七、六番地ノ八、六番地ノ九、六番地ノ一〇、六番地ノ一一及び六番地ノ一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大阪府天王寺区上本町六丁目一番五五号  
 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林哲也

平成19年11月30日 奈良県知事 荒井正吾

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 平成19年度県営住宅宅用入浴設備の購入 (予定数量 10, 078個)

2 契約に関する事務を担当する課課等の名称及び所在地  
 奈良県会計課総務課  
 奈良市登大路町30番地

3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成19年11月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社メックス奈良  
 奈良市三茶添川町3-2 サンライズ新大宮ビル2階

5 随意契約に係る契約金額  
 6, 615円(1個当たり)

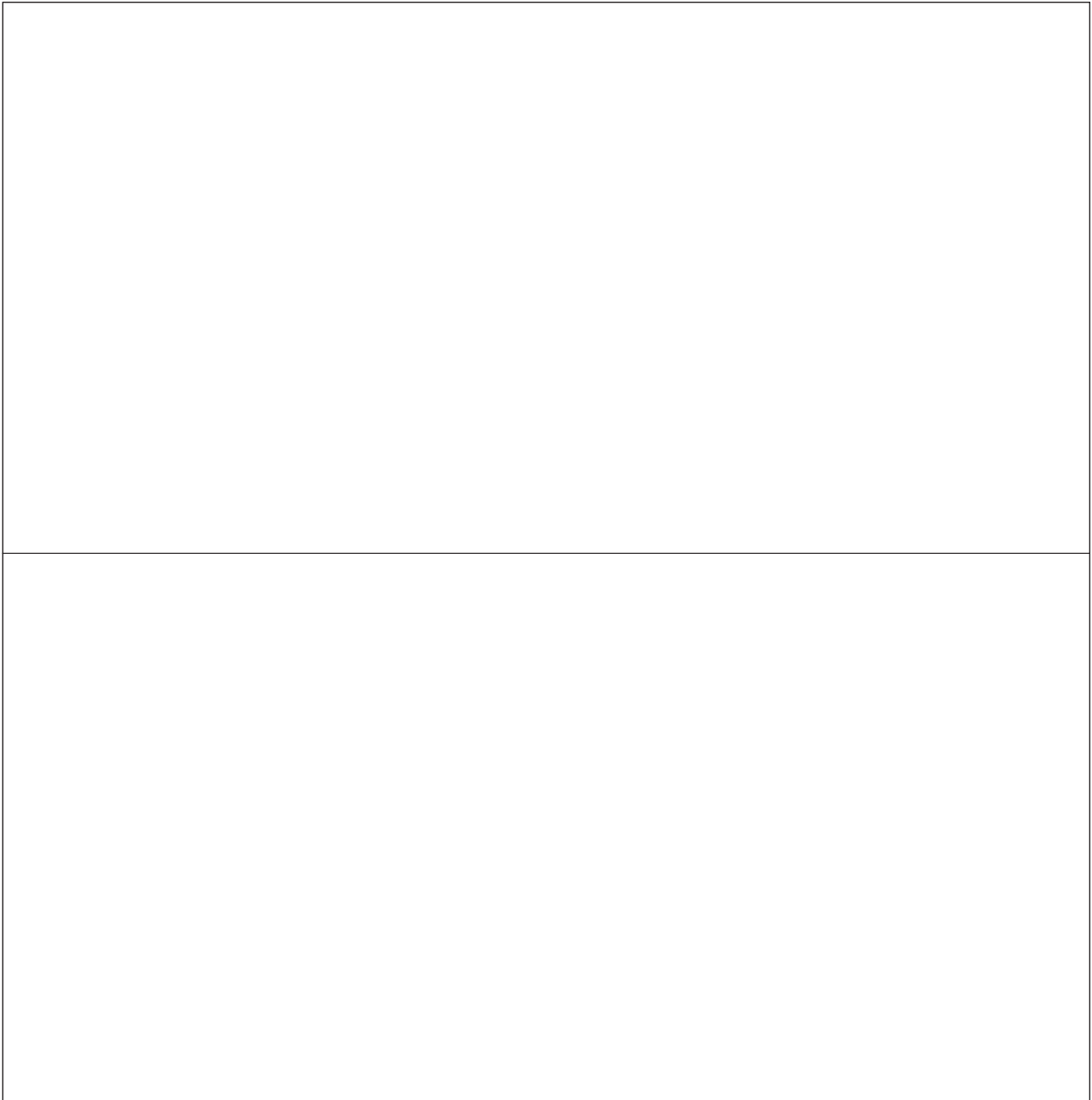
6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約による。

7 競争入札の公告を行った日  
 平成19年9月28日

8 随意契約の理由  
 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。